

<h1>相模原市契約公報</h1> <p>平成22年度 第1号 平成22年4月1日発行</p>	<p>発行 相模原市中央区 中央2-11-15 相模原市役所 企画市民局 財務部 契約課</p>
-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

目次

- 特定調達契約に係る入札参加資格及び申請手続・・・・・・・・・・1
- 特定調達契約に係る平成22年度発注予定・・・・・・・・・・3

---

特定調達契約に係る入札参加資格及び申請手続

---

相模原市契約第1号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続

平成22年度において、相模原市長が発注する「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等について、「相模原市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第3条の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月1日

相模原市長 加山 俊夫

1 競争入札参加資格認定の申請を必要とする場合

相模原市の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者で、参加を希望する入札案件の入札公告において指定する期日までに相模原市の競争入札参加資格認定を受けていない者は、この公告に基づく申請を必要とします。

2 特定調達契約に係る競争入札参加者に必要な資格の条件

次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、神奈川県知事若しくは相模原市長が3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で、その期間を経過していない者

- (3) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者(同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。)
- (4) 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている場合に、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (5) 最近1年間の事業税を完納していない者
- (6) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納していない者
- (7) 最近2年間の市税を完納していない者

### 3 特定調達契約に係る競争入札参加資格認定申請の方法、提出期間等

#### (1) 申請の方法

かながわ電子入札共同システムのホームページ

(<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) に掲載されている資格申請システムにおいて必要な事項を入力し、当該入力データを送信するとともに、申請の手引に掲載されている提出書類を提出してください。なお、申請の手引は、かながわ電子入札共同システムのホームページに掲載されています。

#### (2) 申請期間

随時。(ただし、参加を希望する特定調達契約に係る入札公告日から当該入札公告で指定する申請期限日までとします。)(神奈川県の日を定める条例(平成元年条例第12号)及び相模原市の休日をも定める条例(平成元年条例第4号)に規定する休日を除きます。)

#### (3) 申請に関する問い合わせ先

申請に関する詳細については、下記へお問い合わせください。

神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 (相模原市役所第2別館4階)

相模原市企画市民局財務部契約課

電話 042-769-8217

### 4 申請において使用する言語等

申請書の記入は日本語とします。ただし、その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。

また、申請書に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とします。申請内容(人名、法人名等を含む。)においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の適切な文字に置き換えてください。

### 5 資格の有効期限

参加を希望した入札案件についてのみ有効な競争入札参加資格とし、当該入札の完了と同時に資格は失効するものとします。

相模原市契約第2号

特定調達契約に係る平成22年度発注予定

平成22年4月1日

相模原市長 加山 俊夫

局部名	業 務 名	発注時期
企画市民局財務部	(仮称) 緑区合同庁舎建設工事	第二四半期
環境経済局資源循環部	自走式搬入物検査機	第一四半期
環境経済局資源循環部	苛性ソーダ(48%液)	第二四半期
環境経済局資源循環部	重金属安定化剤	第二四半期
環境経済局資源循環部	高反応消石灰	第二四半期
環境経済局資源循環部	飛灰処理用薬剤	第二四半期
消防局	特殊災害対応自動車	第一四半期
消防局	水槽付消防ポンプ自動車	第一四半期

※ この内容は、公表時点での予定であるため、今後、追加や変更をする場合があります。